

令和7年度 知内町 認定こども園利用のご案内

1. 認定こども園を利用するには

認定こども園を利用する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。児童の年齢や利用する施設により認定区分は異なります。

区分	対象児童	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の児童	認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする児童	認定こども園（保育所機能）
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	

※0歳児の入園については生後6か月を経過していることが入所条件となっています。

※生後6か月経過していても入所できない場合もありますので、事前に役場へご相談ください。

2. 入所申込について

●令和7年4月入所

締 切 日	令和7年 2月21日（金）
-------	---------------

●令和6年5月以降の入所 ※令和6年4月1日以降受付

●入所申込書類の交付場所

知内町役場生活福祉課（知内町ホームページ）・しりうち認定こども園

※入所対象こどもがいる世帯には事前に申込書を郵送またはこども園で配布しております。

●入所申込書類の提出場所（広域入所の申込みを除く）

知内町役場生活福祉課 または しりうち認定こども園

※申込み注意事項

- （1）施設見学希望の場合は、事前にしりうち認定こども園へご相談ください。
- （2）申込書類は、全て揃っていないと受付できません。
- （3）申込みの有効期限は、令和8年3月入所までです。ただし、認定期間を限度とします。翌年度4月以降も入所希望の場合は、再度継続利用の申込みが必要です。
- （4）障害や疾病、発達に心配がある児童は、事前に希望の施設にご相談ください。入所決定後でも集団保育が困難な場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- （5）入所決定のお知らせは、3月初め頃に発送する予定です。
- （6）登降園の送迎は保護者が行ってください。体調不良等で急に迎えを依頼することがあります。
- （7）理由なく1カ月以上欠席する場合は、退所とする場合があります。

3. 保育を必要とする事由・提出書類

1号認定を希望する場合は、保育を必要とする事由は必要ありません。

2号・3号認定を希望する場合は、保護者が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

● 1号認定

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	備考
なし	小学校就学前まで	教育標準時間	

● 2号・3号認定

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	備考
就労	小学校就学前まで	標準時間・短時間	就労内容により決定
妊娠、出産	産前8週、産後8週まで	標準時間・短時間	
疾病・傷害、介護・看護等	必要がなくなるまで	標準時間・短時間	内容により決定
求職活動	入所月から3ヶ月	短時間	3歳未満児は同年度内で2回まで
就学	学校卒業まで	標準時間・短時間	就学内容により決定
育児休業(注)	育児休業の期間	短時間	
その他	必要と認める期間	標準時間・短時間	内容により決定

※認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設の利用を希望する場合は再度、認定を受ける必要があります。保育を必要とする事由に変更があれば都度、変更申請が必要です。

● 利用できる時間

7:30 8:00 9:00 14:00 16:00 18:30

1号認定	教育標準時間	利用不可	9:00~14:00 (教育時間)	延長保育①
2号・3号認定	標準時間	7:30~18:30		
	短時間	利用不可	8:00~16:00	延長保育①

※一時預かり、延長保育①②の利用は、申請のうえ、利用料がかかります。

4. 提出書類

入所申込みに必要な書類は①~③です。①②は児童ごと。③は保護者(父、母)ごとに必要です。保護者の状況により必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書
- ② 家庭生活調査票
- ③ 就労証明書等(1号認定希望の場合は不要です)

保護者の状況		必要書類
就	外勤	勤務(内定)証明書 ※育休明けの場合、別途、復職確認
労	自営業、親族事業の専従者	事業経営届+事業実施確認書類(開設届・確定申告書等)

出産	母子健康手帳（表紙および出産日のページ）
疾病	診断書等の医師や医療機関が疾病を証明する書類
障害	障害者手帳・療育手帳
介護・看護	病人等の介護（看護）証明書＋診断書、障害者手帳
就学	在学中であることがわかるもの＋授業時間がわかるもの
求職	就労予定書
災害復旧	り災証明書等
その他	町が必要と認める書類

※転入等により町民税額が不明な方は、課税証明書等の提出が必要です。

※ひとり親の確認、児童の障害の確認のため、確認できる書類の提出が必要です。

5. 利用調整について

利用申込みは随時受け付け、内容を審査の上、調整を行います。調整は毎週金曜日を締切とし、締切日から2か月先までの利用希望について翌週以降に行います（新年度（4月1日）入所の調整は、別途受付期間を設定して一斉に行います）。調整は、利用調整基準に基づき、入所希望日時点の保育の必要度の高い方から入所を決定します。調整の度にその時点の申込者を対象にするため、先着による優先はありません。認定こども園（保育所部分）は、利用調整結果をもとに各施設と利用契約を結びます。入所日は、原則として入所を希望する日としますが、入所を希望することも園に空きがなければ、希望する日に入所はできず、受入が可能となるまでお待ちいただきます。

6. 申請内容の変更

入所申請内容に変更があった場合は、必ず入所している施設を通じて変更する月の前月 20 日までに変更を届け出てください。

届け出が不要な場合もありますので、施設の担当者に相談してください。

- （1）家族状況に変更があった場合
保護者の離婚、結婚など、保育料等に影響がありますので、すぐに届け出てください。
- （2）保育を必要とする事由に変更の場合
認定期間、保育必要量に影響がありますので、すぐに届け出てください。
- （3）転勤、就業内容の変更があった場合
保育必要量に影響があるため、すぐに施設の担当者に相談のうえ、届け出てください。

○提出書類

- ・変更申請書
- ・変更後の保育を必要とする事由の証明書類

7. 延長保育（1号認定の一時預かり保育）

- ・延長保育（2号・3号認定の方のみ）

認定を受けた保育時間を超えて施設を利用する場合は、延長保育となります。保育料とは別に延長保育料がかかります。やむを得ない事情があり、延長保育が必要と認められる場合に限り利用できます。事前の申込みが必要ですので、通園している保育所等に申請してください。

【利用時間】

「延長保育」：午後4時から午後6時30

- ・延長保育料の納付方法について

- （1）認定こども園の場合 【施設が徴収】
しりうち認定こども園へご確認ください。

8. 広域入所申込みについて

- 提出書類や条件などは、自治体ごとに異なりますので、確認のうえ、手続きしてください。
 - 知内町にお住まいの方（知内町外の保育所等に申込みを希望）
 - 申込場所：知内町役場 生活福祉課
 - 知内町外にお住まいの方（知内町内の保育所等に申込みを希望）
 - 申込場所：現在お住まいの自治体

9. 保育料について

- 知内町では子育てに係る保護者の経済的な負担を緩和し、安心して子育てができるまちづくりを実現するため、令和5年4月より、世帯の所得などに関係なく、国の無償化の対象とならない子ども（0～2歳までの全ての世帯）の保育料を無償としています。

10. 給食費（副食費）について

- 知内町では給食費（副食費）も全額助成しています。保護者からの負担等はありません。

11. 育児休業中の申込み・利用について

- 育児休業中は保育の必要性が認められないため、育児休業の対象となっている子ども及びその兄姉が保育所等の利用を申込みすることは原則できません。ただし、育児休業開始前に、育児休業の対象となっている子どもの兄姉が、既にこども園を利用している場合には、継続して利用することができます。（この場合、利用できる期間は最長で、育児休業の対象となっている子どもが2歳に達する月の末日までとなります。）
- 育児休業の対象となっている子どもが利用可能となるのは、育児休業終了日が属する月（育児休業終了日が1～13日の場合は、育児休業終了日が属する月及びその前月）の初日からです。
- 育児休業期間内でも「育児休業期間等の変更に関する同意書」を提出する場合は、育児休業の対象となっている子どもの利用申込みが可能です。詳しくは役場 生活福祉課福祉医療係までご相談ください。

12. 育児休業明けの復職確認について

- 育児休業明けの就労事由による申し込みの場合、復職の確認をします。対象者には、案内を送付しますので、指定の期限までに提出ください。（提出がない場合、支給認定取消となる場合があります。）

13. 育児休業の延長希望がある場合について

- 1歳になる時点で保育所等に入所できないことを理由に、育児休業の延長ができる場合で、育児休業の延長を希望する場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書にその旨を記載するか、申込みの際にその旨を申し出てください。

14. 入所後の留意事項について

- 体調不良や家庭の事情によりこども園を欠席する場合は、指定された時間までに必ずこども園へ連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、こどもの安全を守る観点から、施設より状況確認の連絡をさせていただきます。
- 退所する場合は、必ず退所する日までに退所届などを知内町役場へ提出してください。
- 保護者の就労状況や家庭状況などの変更により支給認定の内容に変更が生じる場合は、支給認定等変更届に必要な書類を添付の上、こども園または役場福祉医療係に提出してください（変更により保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や、保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなかった場合は、退所していただく必要があります）

令和7年1月20日発行
知内町役場 生活福祉課
TEL01392-5-6161